

◎ 景観形成基準

■建築物（市街地景観形成地域、田園景観形成地域）

地域区分	建築物																	
	配置	規模	形態意匠	色彩等	材 料	屋外照明	緑 化	その他										
市街地景観形成地域	<p>■眺望への配慮 市街地から見える山並みや河川、田園などの眺望や、空間の広がりや損なわないよう配置に留意する。</p> <p>■まちなみの連続性 住宅地、商業地、工業地など、周辺のまちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。</p> <p>■壁面の後退 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、周辺に圧迫感を与えないようにするよう努める。</p> <p>■自然環境への配慮 敷地内に大木や古木、良好な樹林、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</p>	<p>■高さ 建築物等の高さは 20m 以下とする。ただし、都市計画法に基づく準工業地域、工業地域、工業専用地域については 30 m 以下とする。</p> <p>■規模 個々の建築物等の規模はできるだけコンパクトに抑え、大規模となる場合は建物を分節化するなど、圧迫感を軽減する工夫をする。</p> <p>■周辺との調和 周辺のまちなみ景観と比べて著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</p>	<p>■外壁 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺のまちなみ景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。また、外壁等の汚染・退色や設備の腐食等については、定期的に補修し、美観の維持、景観の向上に務める。</p> <p>■屋根 できるだけ勾配屋根とするように努めるものとし、これが困難な場合は、周辺のまちなみ景観と調和するデザインを工夫する。</p> <p>■屋外設備 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。また、外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。</p> <p>■周辺との調和 周囲の建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲景観との調和を図る。</p> <p>■良好な景観資源との調和 神社、寺院、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、色彩及び材料に配慮する。</p>	<p>■基調色 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、田園や背景の山々の緑を引き立て、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする。壁面が長大な建築物等は、周辺景観に配慮し、圧迫感のない色彩とする。</p> <p>■色数 使用する色数はできるだけ少なくするように努める。</p> <p>■アクセント色 アクセントとなる色彩を使う場合は、基調色や周辺景観との調和を旨とし、使用面積を抑える。</p>	<p>■外壁材・屋根材等 外壁、屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料をできるだけ避け、地域特有の材料や自然素材を用いるように努める。</p> <p>■反射材 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。</p>	<p>■夜間景観 駅前や商業地などにあつては、適度な屋外照明やライトアップなど効果的な夜間景観の演出に配慮する。</p> <p>■夜間照明 住宅地等において照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。</p> <p>■ネオン等 商業地の看板等の照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい光彩とならないよう配慮する。</p> <p>■動きのある照明 光源で動きのあるものは、原則として避ける。</p>	<p>■敷地の緑化 住宅地にあつては、できるだけ敷地内の緑化に努めるものとし、まちのうらおいを高めるよう、道路前面部の緑化（生け垣化等）に努める。商業地にあつては、可能な限り敷地際の修景緑化に努めるとともに、プランターや花壇の設置など、緑化の方法を工夫する。</p> <p>■既存の樹木 敷地内の既存樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</p> <p>■樹種等 使用する樹種については、周辺の樹林や緑地、街路樹等と調和し、地域の風土や植生にあつたものとするように努める。</p> <p>■大規模建築物の緑化 商業施設や工場等の大規模建築物は、周辺に与える威圧感、圧迫感等を和らげ、周辺の景観との調和を図るよう、積極的な緑化に努める。</p>	<p>■屋外駐車場 できるだけ出入口を限定し、沿道景観に配慮したデザインとするとともに、敷地に植栽を施すなど修景緑化に努める。</p> <p>■ごみ置き場 道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。</p> <p>■自動販売機 周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。</p>										
田園景観形成地域	<p>■眺望への配慮 田園と山並み、河川のパノラマ眺望や、空間の広がりや損なわないよう配置に留意する。</p> <p>■家並みの連続性 集落地の家並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。</p> <p>■壁面の後退 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、ゆとりある空間を確保するよう努める。</p> <p>■自然環境への配慮 敷地内に大木や古木、良好な樹林、水路等の水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</p>	<p>■高さ 建築物等の高さは 15m 以下とする。ただし、高部工業用地、山梨県食品工業団地、山梨県ビジネスパーク、地域未来投資促進法(正式名称：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)における重点促進区域、中央市都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例別表区分(2)のうち都市計画道路田富西通り線の両側 50 m 以内の区域については 30m 以下とする。</p> <p>■規模 個々の建築物等の規模はできるだけコンパクトに抑え、良好な眺望景観を阻害しないように配慮する。</p> <p>■周辺との調和 周辺の田園集落景観と比べて著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</p>	<p>■外壁 周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺の田園集落景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。</p> <p>■屋根 形状は原則として勾配屋根とし、周辺の集落景観となじむよう努める。</p> <p>■屋外設備 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。また、外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。</p> <p>■良好な景観資源との調和 神社、寺院、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、色彩及び材料に配慮する。</p>	<p>■基調色 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然や田園集落地景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約 2/3）の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>■色数 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。</p> <p>■アクセント色 アクセントとなる色彩を使う場合は、できるだけ使用面積を抑える。</p>	色相	彩度	YR（橙）系	5 以下	R（赤）、Y（黄）系	3 以下	上記以外	2 以下	無彩色	—	<p>■外壁材・屋根材等 外壁、屋根及び外構には、周辺の自然景観や田園集落景観と違和感のあるような材料をできるだけ避け、地域特有の材料や自然素材を用いるように努める。</p> <p>■反射材 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。</p>	<p>■夜間照明 集落地や田園等において照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。</p> <p>■動きのある照明 光源で動きのあるものは、原則として避ける。</p>	<p>■敷地の緑化 集落地にあつては、できるだけ敷地内の緑化に努めるものとし、緑の連続性を確保するよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化等）に努める。</p> <p>■既存の樹木 敷地内の既存樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</p> <p>■樹種等 使用する樹種については、周辺の田園や樹林、緑地等と調和し、地域の風土や植生にあつたものとするように努める。</p> <p>■大規模建築物の緑化 規模の大きい建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感等を和らげ、周辺の景観との調和を図るよう、積極的な緑化に努める。</p>	<p>■屋外駐車場 できるだけ出入口を限定し、沿道景観に配慮したデザインとするとともに、周囲を生け垣で囲うなど修景緑化に努める。</p> <p>■ごみ置き場 道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。</p> <p>■自動販売機 周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。</p>
色相	彩度																	
YR（橙）系	5 以下																	
R（赤）、Y（黄）系	3 以下																	
上記以外	2 以下																	
無彩色	—																	

■建築物（農村景観形成地域、森林景観形成地域）

地域区分	建築物																	
	配置	規模	形態意匠	色彩等	材料	屋外照明	緑化	その他										
農村景観形成地域	<p>■眺望への配慮 農村集落の趣と丘陵地の眺望景観を損なわないよう配置に留意する。</p> <p>■家並みの連続性 集落地の家並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。</p> <p>■壁面の後退 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から後退し、ゆとりある空間を確保するよう努める。</p> <p>■自然環境への配慮 敷地内に大木や古木、良好な樹林、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</p>	<p>■高さ 建築物等の高さは 15m 以下とする。</p> <p>■規模 個々の建築物等の規模はできるだけコンパクトに抑え、農村集落の趣と良好な眺望景観を損なわないよう配慮する。</p> <p>■周辺との調和 周辺の自然景観や里山・農村集落景観から著しく突出した印象を与えない規模、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</p>	<p>■外壁 集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、周辺の自然景観と里山、趣のある農村集落の景観と調和した形態及び意匠となるよう工夫する。</p> <p>■屋根 形状は原則として勾配屋根とする。また、趣のある農村集落の景観を損なわないよう周辺の家並みと調和するデザインを工夫する。</p> <p>■屋外設備 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。また、外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。</p> <p>■良好な景観資源との調和 神社、寺院、史跡等の歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、色彩及び材料に配慮する。また、周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努める。</p>	<p>■基調色 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然の緑を引き立てる色彩、農村集落景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約 2/3）の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。</p> <table border="1"> <tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr><td>YR（橙）系</td><td>5以下</td></tr> <tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>3以下</td></tr> <tr><td>上記以外</td><td>2以下</td></tr> <tr><td>無彩色</td><td>—</td></tr> </table> <p>■色数 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。</p> <p>■アクセント色 アクセントとなる色彩を使う場合は、できるだけ使用面積を抑える。</p>	色相	彩度	YR（橙）系	5以下	R（赤）、Y（黄）系	3以下	上記以外	2以下	無彩色	—	<p>■外壁材・屋根材等 外壁、屋根及び外構には、周辺の自然景観や農村集落景観と違和感のあるような材料をできるだけ避け、地域特有の材料や自然素材を用いるように努める。</p> <p>■反射材 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。</p> <p>■良好な景観資源との調和 古くからの伝統的な集落景観がみられる場合には、自然素材や伝統的素材を用いて、元々の優れた景観に配慮する。</p>	<p>■夜間照明 集落地や農地等において照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。</p> <p>■動きのある照明 光源で動きのあるものは、原則として避ける。</p>	<p>■敷地の緑化 集落地にあつては、できるだけ敷地内の緑化に努めるものとし、緑の連続性を確保するよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。</p> <p>■既存の樹木 敷地内の既存樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</p> <p>■樹種等 使用する樹種については、周辺の森林や里山、樹林等と調和し、地域の風土や植生にあつたものとするように努める。</p> <p>■大規模建築物の緑化 規模の大きい建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感等を和らげ、周辺の景観との調和を図るよう、緑化に努める。</p>	<p>■屋外駐車場 できるだけ出入口を限定し、沿道景観に配慮したデザインとするとともに、周囲を生け垣で囲うなど修景緑化に努める。</p> <p>■ごみ置き場 道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。</p> <p>■自動販売機 できるだけ設置を抑えるものとし、設置する場合は周辺の自然景観、里山景観、農村集落景観の趣を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。</p>
色相	彩度																	
YR（橙）系	5以下																	
R（赤）、Y（黄）系	3以下																	
上記以外	2以下																	
無彩色	—																	
森林景観形成地域	<p>■眺望への配慮 周囲からできるだけ目立たないような位置に配置し、周辺の山並みの眺望や森林景観を阻害しないよう努める。</p> <p>■自然地形への配慮 自然の地形を活かし、できるだけ土地の改変を避けるとともに、行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう留意する。</p> <p>■壁面の後退 建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、できるだけ道路境界線や隣地境界線から 5m 以上後退し、充分なゆとりを確保する。</p> <p>■自然環境への配慮 敷地内に大木や古木、良好な樹林、水辺等がある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。</p>	<p>■高さ 建築物等の高さは 13m 以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。</p> <p>■規模等 森林など周辺の自然景観に対して著しく突出した印象を与えないよう規模はできるだけ抑え、建築物等と敷地のバランスに配慮する。</p>	<p>■外壁 森林など周辺の自然景観と調和した形態・意匠となるよう工夫する。</p> <p>■屋根 形状は原則として勾配屋根とする。また、森林など周辺の自然景観を損なわないようデザインを工夫する。</p> <p>■屋外設備 屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。また、外壁又は屋上に設ける設備等は、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えない工夫をする。</p> <p>■良好な景観資源との調和 神社、寺院、史跡等の歴史資源や良好な自然景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、色彩及び材料に配慮する。</p>	<p>■基調色 外壁及び屋根の色彩は、低彩度で、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然の緑を引き立てる色彩、周辺の自然景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約 2/3）の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材等の自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラス等の表面に着色していない素材色の色彩を除く。</p> <table border="1"> <tr><td>色相</td><td>彩度</td></tr> <tr><td>YR（橙）系</td><td>5以下</td></tr> <tr><td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>3以下</td></tr> <tr><td>上記以外</td><td>2以下</td></tr> <tr><td>無彩色</td><td>—</td></tr> </table> <p>■色数 使用する色数はできるだけ少なくなるように努める。</p> <p>■アクセント色 アクセントとなる色彩を使う場合は、できるだけ使用面積を抑える。</p>	色相	彩度	YR（橙）系	5以下	R（赤）、Y（黄）系	3以下	上記以外	2以下	無彩色	—	<p>■外壁材・屋根材等 外壁、屋根及び外構には、周辺の森林景観や自然景観と違和感のあるような材料をできるだけ避け、地域特有の材料や自然素材を用いるように努める。</p> <p>■反射材 鏡面等の反射光の強い素材はできるだけ用いないように努める。</p>	<p>■夜間照明 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。</p> <p>■動きのある照明 光源で動きのあるものは、原則として避ける。</p>	<p>■敷地の緑化 敷地内はできるだけ緑化に努め、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）を図り、緑量の維持に努める。</p> <p>■既存の樹木 敷地内の既存樹木は、できるだけ保存もしくは移植し、修景に活かす。</p> <p>■樹種等 使用する樹種については、周辺の自然植生に配慮するとともに、森林景観や自然景観と調和し、地域の風土にあつたものとするように努める。</p> <p>■大規模建築物の緑化 規模の大きい建築物にあつては、周辺に与える威圧感、圧迫感等を和らげ、周辺の景観との調和を図るよう、緑化に努める。</p>	<p>■屋外駐車場 できるだけ出入口を限定し、道路からの見え方に配慮したデザインとするとともに、周囲を生け垣で囲うなど修景緑化に努める。</p> <p>■ごみ置き場 道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。</p> <p>■自動販売機 できるだけ設置を抑えるものとし、設置する場合は周辺の森林景観、自然景観を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。</p>
色相	彩度																	
YR（橙）系	5以下																	
R（赤）、Y（黄）系	3以下																	
上記以外	2以下																	
無彩色	—																	

■工作物・開発行為等（市街地景観形成地域、田園景観形成地域）

地域区分	工作物				開発行為等			
	垣、さく、塀の類	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	地上に設置する太陽光発電設備	土地の形質の変更	鉱物の掘採又は土石の類の採取	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積
市街地景観形成地域	<p>■構造</p> <p>高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの自然素材を使用するよう努める。これによらない場合でも、これに準じる工夫をする。また、長大なものは、分節化や植栽による修景などに努める。</p> <p>■周辺との調和</p> <p>まちなみの連続性に配慮するとともに、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。</p>	<p>■形状：意匠</p> <p>できるだけシンプルなものとする。</p> <p>■色彩</p> <p>できるだけ目立たないよう眺望景観や周辺の景観に配慮した色調を用いる。</p> <p>■高さ</p> <p>高さは30m以下とする。</p> <p>■材料</p> <p>反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。</p> <p>■電柱、電話柱の類</p> <p>できるだけ共架に努め、数を少なくする。</p> <p>■鉄塔、アンテナの類</p> <p>設置にあたっては眺望景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財等の重要な景観資源周辺への設置はできるだけ避ける。また、道路等その他公共の場から見えにくい位置に設置し、下部を植栽するなど、できるだけ目立たないように工夫する。移動通信用鉄塔については、中央市移動通信用鉄塔等設置基準による。</p>	<p>■配置</p> <p>市街地から見える山並み等の眺望を妨げないよう配置に留意する。太陽光発電設備の設置は、主要な眺望場所、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。</p> <p>■高さ</p> <p>工作物の高さは20m以下とする。ただし、都市計画法に基づく準工業地域、工業地域、工業専用地域については30m以下とする。</p> <p>■その他</p> <p>工作物の形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等については、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。太陽光発電設備のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。</p>	<p>■規模</p> <p>土地の形質の変更は必要最小限に抑え、周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。</p> <p>■法面</p> <p>法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。</p> <p>■擁壁</p> <p>周辺のまちなみ景観や田園景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。</p> <p>■既存資源の保全</p> <p>既存の樹林や樹木、水辺等はできるだけ保全し、活用に努める。</p> <p>■緑の回復</p> <p>形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化に努める。</p>	<p>■規模</p> <p>掘採等は必要最小限に抑える。</p> <p>■周辺への配慮</p> <p>掘採等にあたっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。</p> <p>■緑の回復</p> <p>掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化に努める。</p>	<p>■規模</p> <p>堆積規模は必要最小限に抑える。</p> <p>■周辺への配慮</p> <p>堆積位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないような位置とする。また、威圧感のないようできるだけ低く、整然と積み上げ、周辺の景観を損なわないよう努める。</p> <p>■遮蔽措置</p> <p>敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。</p>	<p>■規模</p> <p>樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。</p> <p>■既存樹木</p> <p>既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。</p> <p>■緑の回復</p> <p>伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。</p>	
田園景観形成地域	<p>■構造</p> <p>高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの自然素材を使用するよう努める。これによらない場合でも、これに準じる工夫をする。また、長大なものは、分節化や植栽による修景などに努める。</p> <p>■周辺との調和</p> <p>集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、周辺の田園景観及び建築物本体に調和したものとする。</p>	<p>■形状：意匠</p> <p>できるだけシンプルなものとする。</p> <p>■色彩</p> <p>できるだけ目立たないよう眺望景観や周辺の田園集落景観に配慮した色調を用いる。</p> <p>■高さ</p> <p>高さは30m以下とする。</p> <p>■材料</p> <p>反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。</p> <p>■電柱、電話柱の類</p> <p>できるだけ共架に努め、数を少なくする。</p> <p>■鉄塔、アンテナの類</p> <p>設置にあたっては眺望景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財等の重要な景観資源の周辺への設置はできるだけ避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽するなど、できるだけ目立たないようにする。移動通信用鉄塔については、中央市移動通信用鉄塔等設置基準による。</p>	<p>■配置</p> <p>田園集落地から見える山並み等の眺望を妨げないよう配置に留意する。太陽光発電設備の設置は、主要な眺望場所、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。</p> <p>■高さ</p> <p>工作物の高さは15m以下とする。ただし、高部工業用地、山梨県食品工業団地、山梨県ビジネスパーク、地域未来投資促進法(正式名称：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)における重点促進区域、中央市都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例別表区分(2)のうち都市計画道路田富西通り線の両側50m以内の区域については30m以下とする。</p> <p>■その他</p> <p>工作物の形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等については、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。太陽光発電設備のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。</p>	<p>■規模</p> <p>できるだけ自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。</p> <p>■法面</p> <p>法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。</p> <p>■擁壁</p> <p>周辺の自然景観や田園集落景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。</p> <p>■既存資源の保全</p> <p>既存の樹林や樹木、水路等の水辺等はできるだけ保全し、活用に努める。</p> <p>■緑の回復</p> <p>形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化に努める。</p>	同上	同上	<p>■規模</p> <p>樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。</p> <p>■眺望への配慮</p> <p>重要な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。</p> <p>■既存樹木</p> <p>既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。</p> <p>■緑の回復</p> <p>伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。</p>	

■工作物・開発行為等（農村景観形成地域、森林景観形成地域）

地域区分	工作物				開発行為等			
	垣、さく、塀の類	電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	地上に設置する太陽光発電設備	土地の形質の変更	鉱物の掘採又は土石の類の採取	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積
農村景観形成地域	<p>■構造</p> <p>高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの自然素材を使用するよう努める。これによらない場合でも、これに準じる工夫をする。また、長大なものは、分節化や植栽による修景などに努める。</p> <p>■周辺との調和</p> <p>集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、周辺の自然景観や農村集落景観及び建築物本体に調和したものとす。</p>	<p>■形状：意匠</p> <p>できるだけシンプルなものとする。</p> <p>■色彩</p> <p>できるだけ目立たないよう眺望景観や周辺の農村集落景観に配慮した色調を用いる。</p> <p>■高さ</p> <p>高さは30m以下とする。</p> <p>■材料</p> <p>反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。</p> <p>■電柱、電話柱の類</p> <p>できるだけ共架に努め、数を少なくする。</p> <p>■鉄塔、アンテナの類</p> <p>設置にあたっては眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財等の重要な景観資源の周辺への設置はできるだけ避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽するなど、できるだけ目立たないようにする。移動通信用鉄塔については、中央市移動通信用鉄塔等設置基準による。</p>	<p>■配置</p> <p>丘陵地や山麓からの眺望景観、自然景観を妨げないよう配置に留意する。太陽光発電設備の設置は、主要な眺望場所、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。</p> <p>■高さ</p> <p>工作物の高さは15m以下とする。</p> <p>■その他</p> <p>工作物の形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等については、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。太陽光発電設備のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。</p>	<p>■規模</p> <p>できるだけ自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。</p> <p>■法面</p> <p>法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。特に、丘陵地では周辺からの見え方に十分配慮する。</p> <p>■擁壁</p> <p>周辺の自然景観や農村集落景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。特に、丘陵地では周辺からの見え方に十分配慮する。</p> <p>■既存資源の保全</p> <p>既存の樹林や樹木、水辺等はできるだけ保全し、活用に努める。</p> <p>■緑の回復</p> <p>形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物生息環境に配慮した緑化に努める。</p>	<p>■規模</p> <p>掘採等は必要最小限に抑える。</p> <p>■周辺への配慮</p> <p>掘採等にあたっては、周辺からできるだけ見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。</p> <p>■緑の回復</p> <p>掘採等終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の復元緑化や、生物生息環境に配慮した緑化に努める。</p>	<p>■規模</p> <p>堆積規模は必要最小限に抑える。</p> <p>■周辺への配慮</p> <p>堆積位置は、道路その他の公共の場からできるだけ離し、周囲から目立たないように位置とする。また、威圧感のないようできるだけ低く、整然と積み上げ、周辺の景観を損なわないよう努める。</p> <p>■遮蔽措置</p> <p>敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。</p>	<p>■規模</p> <p>樹林の保全・育成を基本とし、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。</p> <p>■眺望への配慮</p> <p>重要な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。</p> <p>■既存樹木</p> <p>既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。</p> <p>■緑の回復</p> <p>伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。</p>	
森林景観形成地域	<p>■構造</p> <p>高さはできるだけ低くし、生け垣、石材、木材などの自然素材を使用するよう努める。これによらない場合でも、これに準じる工夫をする。また、長大なものは、分節化や植栽による修景などに努める。</p> <p>■周辺との調和</p> <p>周辺の森林などの自然景観や建築物本体に調和したものとす。</p>	<p>■形状：意匠</p> <p>できるだけシンプルなものとする。</p> <p>■色彩</p> <p>できるだけ目立たないよう、眺望景観や背景の山並み景観に配慮した色調を用いる。</p> <p>■高さ</p> <p>高さは30m以下とする。</p> <p>■材料</p> <p>反射光の強い素材は、反射をできるだけ抑える工夫をする。</p> <p>■電柱、電話柱の類</p> <p>できるだけ共架に努め、数を少なくする。</p> <p>■鉄塔、アンテナの類</p> <p>設置にあたっては眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財等の重要な景観資源の周辺への設置はできるだけ避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽するなど、できるだけ目立たないようにする。移動通信用鉄塔については、中央市移動通信用鉄塔等設置基準による。</p>	<p>■配置</p> <p>山麓や山地からの眺望景観、自然景観を妨げないよう配置に留意する。太陽光発電設備の設置は、主要な眺望、公共空間から目立たない位置に設けるよう努める。</p> <p>■高さ</p> <p>工作物の高さは13m以下とする。</p> <p>■その他</p> <p>工作物の形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化等については、建築物に準じて森林など周辺の自然景観と調和したものとなるよう工夫する。太陽光発電設備のパネル等は、反射が少なくできるだけモジュールの模様が目立たないものを使用する。</p>	<p>■規模</p> <p>できるだけ自然の地形を活かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。</p> <p>■法面</p> <p>法面を必要とする場合は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。特に、山間地では周辺からの見え方に十分配慮する。</p> <p>■擁壁</p> <p>周辺の森林など自然景観に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫し、併せて緑化に努める。特に、山間地では周辺からの見え方に十分配慮する。</p> <p>■既存資源の保全</p> <p>既存の樹林や樹木、水辺等はできるだけ保全し、活用に努める。</p> <p>■緑の回復</p> <p>形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の復元緑化や、生物生息環境に配慮した緑化に努める。</p>	同上	同上	<p>■規模</p> <p>森林の伐採は原則として抑制するものとする。やむを得ず伐採する場合には、森林景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。</p> <p>■眺望への配慮</p> <p>重要な眺望場所の近傍では、眺望確保のため、適切な維持・管理に努める。</p> <p>■既存樹木</p> <p>既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残すようにする。</p> <p>■緑の回復</p> <p>伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽等）の実施に努める。</p>	